別記様式第41号(第77条関係)

<table>
<tr><td colspan="2">営　業　の　方　法
(特定遊興飲食店営業)

営業所の名称
営業所の所在地</td></tr>
<tr><td>営　業　時　間</td><td>午前　　午前
時　分から　　時　分まで
午後　　午後</td></tr>
<tr><td rowspan="2">18歳未満の者を従業者として使用すること</td><td>①する　②しない</td></tr>
<tr><td>①の場合：その者の従事する業務の内容(具体的に)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">18歳未満の者を客として立ち入らせること</td><td>①する　②しない</td></tr>
<tr><td>①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法</td></tr>
<tr><td>18歳未満の者の立入禁止の表示方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">飲食物の提供</td><td>提供する飲食物(酒類を除く。)の種類及び提供の方法</td></tr>
<tr><td>提供する酒類の種類及び提供の方法</td></tr>
<tr><td>20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法</td></tr>
<tr><td>遊　興　の　内　容</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">当該営業所において他の営業を兼業すること</td><td>①する　②しない</td></tr>
<tr><td>①の場合：当該兼業する営業の内容</td></tr>
</table>

備考

1　「提供する飲食物(酒類を除く。)の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物(酒類を除く。)のうち主なものの種類及びその提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。

2　「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)を記載すること。

3　「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。

4　「遊興の内容」欄には、遊興の種類(ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等)、これを行う方法(不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。)を記載すること。

5　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

6　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。